

# 令和7年いわき市農作業労働賃金標準額の協議結果について

## 1 概要

例年、本市の農作業における一般的な作業の受委託等にあたり、当事者間での料金の目安とする農作業労働賃金標準額（以下「標準額」という。）を、いわき市農業委員会と福島さくら農業協同組合が共同で設定し、農業者へ提示しているもの。

## 2 協議の基本方針

- (1) 標準額の協議にあたっては、農作業を頼む側（＝委託者）、農作業を頼まれる側（＝受託者）双方の視点に立つこと。
- (2) 新たに作業項目を設定する場合は、それが本市において一般的に行われている農作業（又は使用されている機材）であるか否か、また本市の地域特性や特殊事情等を十分考慮したうえで決定すること。
- (3) 次に掲げる項目は、原則として標準額を設定しないこと。
  - ア 直接的な農作業ではないもの
  - イ 他の法令との兼ね合いから、標準額を設定することが適当でないもの
  - ウ 農業委員会が行う農地利用の最適化の推進に係る活動（＝最適化活動）に資しないと認められるもの
- (4) 作業項目を削除する場合は、受委託の対象となる一般的な農作業として見られなくなったかどうか、また削除することで将来支障が生じることはないか、十分考慮したうえで決定すること。

## 3 令和7年標準額の変更点

本年は協議の結果、労働作業に係る標準額の改定を行いませんでした。

## 4 その他

福島県最低賃金の改定

改定前	改定後
900 円/1 時間(令和 5 年 10 月 1 日発効)	955 円/1 時間(令和 6 年 10 月 5 日発効)

## 5 事務スケジュール

◎：総会開催日

第 17 期												第 18 期																																			
令和 6 年 3 月			4 月			5 月			6 月			7 月			8 月			9 月			10 月			11 月			12 月			令和 7 年 1 月			2 月														
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬															
◎					◎			◎			◎			◎			◎			◎			◎			◎			◎			◎															
19日					22日			21日			21日			19日			20日			19日			21日			21日			20日			21日			21日												
アンケートの依頼（総会）												アンケートの実施 (3/19~6/21)												アンケート回収・取りまとめ（事務局）												農業者委員会によりアンケート実施 (7/1~7/31)											
																																				「毎年度」の見直しに係る協議結果の取りまとめ（事務局）											
アンケート集計結果を提示（総会）												見直し意見等を照会（全員協議会）												検討資料の作成（事務局）												「毎年度」の見直しに係る協議（総会）											
																																				「毎年度」の見直しに係る協議結果の報告（総会）											
原案の作成（事務局）												原案の承認（総会）												福島さくら農業協同組合へ原案の確認依頼（事務局）												原案の承認（福島さくら農業協同組合）											
																																				議案提出 ↓ 議決（総会）											
印刷・製本発注（事務局）												標準額表を福島さくら農業協同組合へ送付（事務局）												納品（印刷業者）												令和 8 年標準額策定に係る額改定協議の実施判断（総会）											
																																				標準額表を農家へ個別配付（農事組合回覧）											
① アンケート集計結果を 7 月総会に提示 (※最高・最低・平均値、昨年標準額の表示)												② 集計結果をもとに、作業項目ごとの見直し意見等について照会 (※全員協議会にて農地利用最適化推進委員会にも照会する)												③ アンケート集計結果及び見直し意見等をもとに「検討資料」を作成												④ 8 月総会から 10 月総会にて「検討資料」により標準額を協議 (※見直し意見がない項目については、昨年の標準額で確定とする)											
																																				→ 8 月総会にて令和 7 年標準額の協議を行わないことに決定。											